

## 自治体等への請願・陳情・要望等実施報告

報告団体名

種 別	<input checked="" type="checkbox"/> 請願 <input type="checkbox"/> 陳情 <input type="checkbox"/> 要望                    (○で囲む)
提出日	2023 年 6 月 23 日
提出先	岩手県議会 五日市王 議長
提出者	岩手弁護士会 岩手県消費者団体連絡協議会
紹介議員	岩城元（希望いわて）、佐々木朋和（いわて新政会）、ハクセル美穂子（いわて県民クラブ）、斉藤信（共産党）
標 題	特定商取引法の平成 28 年改正における 5 年後見直し規定に基づく抜本的改正を求める請願
趣 旨	<p>特定商取引法（以下、「特商法」という。）の 2016 年（平成 28 年）改正法の附則に定められた、いわゆる 5 年後見直し規定に基づく見直しの時期が、2022 年 12 月に経過した。</p> <p>令和 4 年版消費者白書によると、令和 3 年度に全国の消費生活センター等に寄せられた消費生活相談は 85.2 万件で、特商法の対象分野の相談は全体の約 55%という高い比率を占めている。とりわけ訪問販売・電話勧誘販売の割合は、認知症等の高齢者の消費者トラブルの中で 48.6%と多数を占めている。このことから、超高齢社会において判断力の衰えた高齢者が悪質商法のターゲットにされていることがうかがわれ、早急な対応が必要である。</p> <p>また、世代全体で見ると、インターネット通販に関する相談が 27.4%と最多となっており、デジタル社会の進展、さらにはコロナ禍の影響もあって、インターネット通販におけるトラブルが増加していることが見て取れる。この傾向はデジタル社会の更なる進展とともに、今後更に強まると思われる。</p> <p>他方、マルチ取引（連鎖販売取引）については毎年約 9,000～10,000 件程度と無視できない件数で推移しているが、その半数近くが 20 歳代となっている。今後は、2022 年 4 月の成年年齢引下げに伴い、18 歳から 19 歳を狙ったマルチ取引被害の増加が予想される。</p> <p>国においては、これらの被害に対処するため、特商法の改正を早急に検討することが必要である。</p>
請願・陳情・要望の項目	<p>1 訪問販売や電話勧誘販売について、事前拒否者に対する勧誘を禁止する制度を導入すること。</p> <p>2 SNS等を通じた勧誘を伴うインターネット通販について、クーリング・オフや勧誘規制等の電話勧誘販売と同レベルの規制を導入するとともに、SNS事業者等に対し、消費者トラブル発生時における通信販売業者・</p>

	<p>勧誘者に関する情報の開示を義務付けること。</p> <p>3 マルチ取引（連鎖販売取引）について、国による登録・確認等の開業規制を導入するとともに、被害の予防・救済のための規制を強化すること。</p> <p>4 特商法の改正について、消費者庁に検討会を設置し、早急に検討を進めること。</p>
結果	<p>2023年7月7日</p> <p>（結果）採択</p>